

# 訪問看護利用料金概要(介護)

R3.4.1改定

サービス提供時間	利用料	
	訪問看護	予防訪問看護
20分未満	313単位	302単位
30分未満	470単位	450単位
30分から60分未満	821単位	792単位
60分以上1時間30分未満	1,125単位	1,087単位

\* 早朝・夜間・深夜は月2回目以降の緊急訪問時に割増料金がかかります

<定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携型>

要介護1～4	2954単位
要介護5	3,754単位

加算(該当時)	利用料
緊急時訪問看護加算	574単位
特別管理加算 (Ⅰ)	500単位
特別管理加算 (Ⅱ)	250単位
ターミナルケア加算(適応時)	2,000単位
長時間訪問看護加算	300単位
複数名訪問加算(30分未満)	看護師の場合:254単位
	看護補助者の場合:201単位
複数名訪問加算(30分以上)	看護師の場合:402単位
	看護補助者の場合:317単位
退院時共同指導加算	600単位
初回加算	300単位

○ 事業所の地域区分<6級地>に当たるため、単位当たりの利用料に10.42を乗じた金額となります

訪問看護ステーション結い